

財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 1 8 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
	地域福祉課（財団法人佐賀県地域福祉振興基金）	1
	長寿社会課（財団法人佐賀県地域福祉振興基金）	1
	水産課（佐賀県有明海漁業協同組合連合会）	1
	政策監グループ（アジアのハリウッド構想推進会議）	1
2	その他指摘事項に係る措置事項	3
	私学文化課（財団法人佐賀県芸術文化育成基金）	3
	健康増進課（佐賀県総合保健協会）	3
	農産課（財団法人佐賀県青年農業者育成センター）	4
	社会教育課（財団法人佐賀県教育文化振興財団）	4
	体育保健課（財団法人佐賀県体育協会）	4
	こども課（学校法人洗心会（大立寺幼稚園）	5
	長寿社会課（社会福祉法人誠和福祉会（ケアハウスみふね）	5
	観光課（財団法人佐賀県観光連盟）	6

1 重要な指摘事項に係る措置事項

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域福祉振興基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 8 年 1 0 月 2 4 日
<p>(監査の結果)</p> <p>助成事業で、助成金の額の確定を行い返還額の通知をしていたが、返還させていないものがあった。</p> <p>件名 地域福祉振興事業助成金 返還額 4,344,942 円 相手方 佐賀県社会福祉協議会</p> <p>助成事業で、助成金の一部の返還が必要であったが、その手続がされていなかった。</p> <p>件名 高齢者等保健福祉推進事業助成金 返還額 173,730 円 相手方 佐賀県精神障害者スポーツ推進協議会</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 地域福祉課】 当該団体に対し、今後このような事務処理を行うことがないよう指導した。 なお、助成金の返還が必要であったものについては、返還手続きをとり既に返還済である。</p> <p>【所管課 長寿社会課】 当該団体に対し、今後このような事務処理を行うことがないよう指導した。 なお、助成金の返還が必要であったものについては、返還手続きをとり既に返還済である。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県有明海漁業協同組合連合会
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日
<p>(監査の結果)</p> <p>補助事業により取得した財産(養殖施設)について、補助金交付要綱(財産の管理及び処分制限)に定める財産管理台帳が整備されていなかった。</p> <p>取得財産 養殖施設 102,100,000 円 (補助金額 66,365,000 円)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 水産課】 補助事業により取得した財産について財産管理台帳が整備されていない旨の指摘については、水産課が指導を行った結果、平成 18 年 10 月 26 日付け佐有漁連総第 505 号にて台帳を整備した旨の報告を受けており、改善されている。</p>

監 査 対 象 機 関	アジアのハリウッド構想推進会議
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 8 年 1 1 月 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>計画していた事業が実施できず、一方、事業計画にない事業を実施してい</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 政策監グループ】 平成 1 7 年度事業については平成 1 8</p>

た。さらに、これらについて、アジアのハリウッド構想推進会議の承認を得ていなかった。

- ・未実施の事業
ビジネスモデル調査研究事業
県内企業コンテンツづくり実務研修事業
- ・事業計画になく実施した事業
全日空機内誌「翼の王国」掲載
3,780,840 円

事業の実施について、要綱に定める実績報告書を徴していないものがあつた。

- ・補助事業名 映画祭等映像文化支援事業
補助事業者 富士町古湯映画祭実行委員会
補助金額 500,000 円
- ・補助事業名 ショートフィルムコンペティション活用事業
補助事業者 財団法人黒澤明文化振興財団
補助金額 1,500,000 円

補助金の額の確定をせず補助金を返還させていたものがあつた。

- ・補助事業名 デジタルコンテンツフォーラム開催事業費補助金
補助金額 1,402,126 円
返還額 97,874 円

補助金の額の確定をしていないものがあつた。

- ・補助事業名 デジタルアーカイブモデル事業費補助金
補助金額 1,000,000 円

年4月20日に開催したアジアのハリウッド構想推進会議において、報告し、承諾を得たところである。

しかしながら、今回の指摘を受け、改めて、事業計画策定段階からの内容の精査に努めると共に、今後、同様の事態が生じることが見込まれる場合は、臨時会議を開催し、その対応を協議することとした。

【所管課 政策監グループ】

富士町古湯映画祭実行委員会及び財団法人黒澤明文化振興財団と十分に協議し、実績報告書の提出を受け、額の確定を行った。

今後は、適正な事務の執行に努める。

【所管課 政策監グループ】

NPO法人鳳雛塾からの実績報告書に基づき、額の確定及び補助金の返還命令を行った。

今後は、適正な事務の執行に努める。

【所管課 政策監グループ】

(財)佐賀県女性と生涯学習財団からの実績報告書に基づき、額の確定を行った。

今後は、適正な事務の執行に努める。

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県芸術文化育成基金																								
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日																								
<p>(監査の結果)</p> <p>一般会計の決算で、決算額が相違していた。</p> <p>年度末の決算整理において、現金、未払金が計上されないまま、決算整理がなされたため、決算書の流動資産、負債及び正味財産額に誤りがあった。</p> <p>貸借対照表</p> <table> <tr> <td>誤</td> <td>資産額</td> <td>314,917,284 円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>資産額</td> <td>315,038,087 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>決算相違額</td> <td>120,803 円</td> </tr> <tr> <td>誤</td> <td>負債及び正味財産額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>314,917,284 円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>負債及び正味財産額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>315,038,087 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>決算相違額</td> <td>120,803 円</td> </tr> </table>	誤	資産額	314,917,284 円	正	資産額	315,038,087 円		決算相違額	120,803 円	誤	負債及び正味財産額				314,917,284 円	正	負債及び正味財産額				315,038,087 円		決算相違額	120,803 円	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 私学文化課】</p> <p>(財)佐賀県芸術文化育成基金へ監査結果の内容を通知したところ、基金から「別紙のとおり是正を行いました。今後は十分注意し、適正な事務処理を行います。」旨の回答があったので報告する。</p>
誤	資産額	314,917,284 円																							
正	資産額	315,038,087 円																							
	決算相違額	120,803 円																							
誤	負債及び正味財産額																								
		314,917,284 円																							
正	負債及び正味財産額																								
		315,038,087 円																							
	決算相違額	120,803 円																							

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県総合保健協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日
<p>(監査の結果)</p> <p>財団の会計規程第43条で、高額経費の契約については予定価格調書の作成が規定されているが、下記物品の購入に係る契約で、予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>購入備品 デジタル胸部撮影装置 購入金額 5,355,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 健康増進課】</p> <p>今後、同様のことが生じないように指導した。</p> <p>なお、佐賀県総合保健協会の会計規程において予定価格調書作成基準が明確でなかったため、平成18年8月に県の財務規則等に準じて、予定価格調書が必要な基準を明確にした会計規程に改正している。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県青年農業者育成センター						
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 8 年 9 月 2 5 日						
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>就農支援資金貸付金の償還で、平成 1 7 年度末で 1 名の未収が生じていた。</p> <p>未収の状況</p> <table> <tr> <td>対象者</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>未収元金</td> <td>1,590,000 円</td> </tr> <tr> <td>遅延損害金</td> <td>673,370 円</td> </tr> </table>	対象者	1 名	未収元金	1,590,000 円	遅延損害金	673,370 円	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 農産課】</p> <p>対象法人に対し、以下の取り組みを指示し、実行させた。</p> <p>連帯債務者や連帯保証人との面談等の取組を強化した。</p> <p>(これにより、現在、分割償還計画に基づき、毎月の納付期日までに定額の返済が行われている。)</p> <p>市町やJA等の関係機関との連携体制を構築し、就農者の現状把握に努め、未収金の発生防止を図ることとした。</p>
対象者	1 名						
未収元金	1,590,000 円						
遅延損害金	673,370 円						

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県教育文化振興財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 8 年 1 0 月 3 0 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>合併処理浄化槽の保守点検業務委託契約の相手が、「佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の規定に基づく登録業者ではなかった。</p> <p>(北山少年自然の家)</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 社会教育課】</p> <p>平成 18 年 12 月 31 日までで、(株)西原ネオ福岡支店との原契約を解除し、平成 19 年 1 月 1 日から、佐賀県浄化槽保守点検登録業者である(有)天山環境開発工業と新契約を締結したとの報告を受けた。</p> <p>今後はかかることのないよう、適正な事務処理の指導に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>選手強化費、国体対策費の支出で、指定競技団体及び国体参加団体への補助金の支出時期が遅延しているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選手強化費(補助団体数 7 団体、補助金額 4,500,000 円) ・国体対策強化費(第二次) 	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 体育保健課】</p> <p>補助事業については、県体育協会が各競技団体に対し、補助金の有効活用を図るため、速やかな請求事務等の指示を行い、また、当協会内部においても、迅速かつ適正な事務処理に努める旨報告があった。</p> <p>県においても、県体育協会に対し、迅</p>

(補助団体数 16 団体、 補助金額 3,344,000 円)	速かつ適正な事務処理がなされるよう指導した。
--------------------------------------	------------------------

監 査 対 象 機 関	学校法人洗心学園 (大立寺幼稚園)
監 査 執 行 年 月 日	平成 18 年 8 月 7 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>補助対象経費から控除される補助活動経費等の計算に誤りがあり、補助対象経費が過大となっていた。また、補助対象経費に補助対象ではない支出が含まれていた。このため、補助金の返納を要するものがあった。</p> <p>正当な補助金額 11,228,000 円 交付済額 11,935,000 円 既返還確定済額 625,000 円・A 正当な返還額 707,000 円・B 再返還額 82,000 円・C (B - A)</p>	<p>【所管課 こども課】</p> <p>指摘を受け、対象団体を指導した結果、平成 19 年 3 月 1 日付けで補助金の返還を確認し、平成 19 年 6 月 1 日付けで今後の対応策について報告を受けた。</p> <p>今後、このようなことがないよう指導する。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人誠和福祉会 (ケアハウスみふね)
監 査 執 行 年 月 日	平成 18 年 7 月 12 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>施設利用者の所得の認定に誤りがあり、補助金の返納を要するものがあった。</p> <p>該当する利用者の事務費徴収額 (17 年度の補助金に係る 17 年 4 月 ~ 6 月分) (誤) 10,000 円 / 月 平成 15 年の収入額 287,864 円 (階層区分 1) (正) 22,000 円 / 月 平成 15 年の収入額 1,847,364 円 (階層区分 5)</p> <p>補助金額計算 事務費対象経費実支出額 32,346,045 円 事務費基準額 31,825,143 円</p>	<p>【所管課 長寿社会課】</p> <p>当該団体に対し、今後このような事務処理を行うことがないよう指導した。</p> <p>なお、当該補助金の返納を要するものについては、返還手続きをとり既に返還済である。</p>

事務費本人徴収額(誤) 5,715,900 円 " (正) 5,751,900 円 県費所要額(補助金)(誤) 26,109,000 円..... A " (正) 26,073,000 円..... B 補助金の返納を要する額 36,000 円..... C (A - B)	
---	--

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県観光連盟
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日
(監査の結果) 補助事業で購入した観光情報端末機「情報ナビ」が備品台帳に整理されていなかった。 観光情報端末機「情報ナビ」1台 845,040 円	(措置の内容) 【所管課 観光課】 補助事業で購入した観光情報端末機「情報ナビ」を備品台帳に記載し整理した。 今後、適正な管理に努めていく。